

令和7年度

主に地方公共団体  
居住支援法人  
福祉事業者の方向け  
<どなたでも参加OK!>

# 居住支援研修会・意見交流会

令和7年10月1日に施行された改正住宅セーフティネット法では市町村居住支援協議会の設置が努力義務化され、地域における居住支援体制の整備が求められているところです。

民間賃貸住宅に安心して暮らしてもらうためには、行政関係者（住宅部局・福祉部局）、不動産事業者、福祉事業者等がお互いの立場を理解し、連携・協働していくことが必要です。

皆様と共に要配慮者の住まいの確保に関する取組を学び、関係者相互の課題を共有するため、研修会を開催します。

## 第1部 (13:20~14:05)

### 居住支援をめぐる最近の話題

#### ○県住宅課

「住宅セーフティネット法の改正概要」

#### ○県社会福祉課

「生活困窮者自立支援法の改正概要」

#### ○合志市居住支援協議会

「合志市居住支援協議会の取組紹介」

## 第2部 (14:15~15:15)

### 鼎談

「わがまちの居住支援体制がどのようにすすんでいったか」

**牧嶋 誠吾 氏** 大牟田市居住支援協議会事務局長

**勇 正一 氏** 八代市 住宅課 係長（居住支援協議会設立担当）

**上田 浩之 氏** 熊本県賃貸住宅経営者協会次長

居住支援に対して、「何か特別なことをするところ」、「公営住宅があるから大丈夫」、「仕事が増えそう」等のイメージを持っていませんか？八代市の取組みを手がかりに全国の居住支援協議会の支援を続けているアドバイザーがみなさんの不安を取り除きます。

## 第3部 (15:15~16:30)

### 意見交換

「わがまちの居住支援を考える」

グループに分かれて、わがまちの居住支援活動の紹介や困りごと、アドバイスを求めたいことなど自由に意見交換します

日 時 令和8年1月15日(木)

午後1時～4時30分

場 所 熊本県庁行政棟本館 地下大会議室

参加費 無 料 (事前申込制)  
どなたでもご参加いただけます

問合せ先

参加お申込みは  
こちら

#### ①研修会の内容について

熊本県住宅課

TEL : 096-333-2547

MAIL : juutaku@pref.kumamoto.lg.jp

#### ②申込みについて

熊本市居住支援協議会事務局

TEL : 096-245-5667

MAIL : kyojyusien@outlook.jp



◆18時から会場周辺で懇親会を開催します（会費5,000円）

